

## 外貨定期預金

(2023年4月3日現在)

1. 商品名	外貨定期預金
2. 販売対象	個人または法人のお客さま
3. 期間	この預金には、払戻しに関する期間の定め（満期日）があります。 ①定型方式（1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年） ②満期日指定方式 原則として1年以内の任意の日を満期日に指定することができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 取扱通貨 (3) 預入金額	当社の本支店窓口で、お預入れいただけます。 米ドル他当社取扱通貨 100通貨以上、1補助通貨単位
5. 払戻方法	当社の本支店窓口で、払戻しの指示に従って満期日に元金と利息を一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息支払 (3) 計算方法 (4) 利子課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利息は市場金利を基準として決定した当社所定の利率を適用します。お預入れ時の利率は満期日まで変わりません。利率については窓口までお問い合わせください。</li> <li>・満期日前のご解約については、預入日から解約日までの利率を、解約日における当該通貨の外貨普通預金利率として利息を計算します。</li> <li>・満期日を過ぎてからのご解約について、満期日から解約日までの利率も同様とします。</li> <li>・利息は解約時に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1補助通貨単位として1年を360日とする日割り計算により利息を計算します。</li> <li>・利息は、市場金利を基準として決定した当社所定の適用金利により以下の計算式で算出します。  <math display="block">\text{外貨金額} \times \text{年利} \times \text{日数} / 360 \text{日} \times \text{払出日TTB*} = \text{利息円貨額}</math> <math display="block">\text{利息円貨額} - (\text{利息円貨額} \times \text{国税} 15\% + \text{利息円貨額} \times \text{地方税} 5\%) = \text{受取利息円貨額}</math> </li> </ul> <p>(*元利金合計が10万米ドル相当額以上の場合は市場実勢相場を基準として当社が定める相場)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人：分離課税（国税15%および地方税5%、合計20%） 法人：総合課税（非課税法人の場合は非課税）</li> <li>・ただし、2013年1月1日～2037年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります。</li> <li>・外貨預金にはマル優はご利用いただけません。</li> </ul>
7. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円を外貨にする際（お預入れ時）および外貨を円にする際（ご解約時）は手数料（1米ドルあたり片道1円（往復2円）、1ユーロあたり片道1円50銭（往復3円）、1豪ドルあたり片道2円50銭（往復5円）等）がかかります。お預入れおよびご解約の際には、この手数料を含んだ為替相場である当社所定のTTS相場（お預入れ時）、TTB相場（ご解約時）をそれぞれ適用します。</li> <li>・為替相場の変動リスクを含め、円貨換算にともなう差額はお客さまの責任においてご負担いただきます。（当日の取引額が10万米ドル相当額以上となる場合は、お預入れ時・ご解約時とも当日のTTS相場・TTB相場ではなく市場実勢相場に基づく当社所定の相場を適用します。）</li> </ul> <p>【その他手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご本人の外貨預金口座への振替は、手数料が掛かりません。</li> </ul>

7. 手数料等（続き）	<ul style="list-style-type: none"> <li>外貨建送金での払出は、以下の手数料が掛かります。 送金手数料：7,500円（ただし、国内送金当社の場合 2,000円） 外貨取扱手数料：外貨額の0.05%最低2,500円、 支払銀行手数料：〈依頼人負担の場合のみ〉2,500円</li> <li>外貨建送金での預入は、以下の手数料が掛かります。 外貨取扱手数料：外貨額の0.05%最低2,500円 被仕向送金事務手数料：1,500円</li> </ul> <p>詳しくは、別途お渡しする「外貨預金に関する手数料」をご参照ください。</p>
8. 付加できる特約事項	<p>元利金（外貨）を満期日に円に転換する「為替予約」を、一度だけ付加することができます。これにより満期時の円貨受取額を確定することが可能です。</p> <p>なお、為替予約を締結しますと、為替予約自体の取消や変更、満期日前の外貨定期預金の解約、また満期日には必ず円に交換していただくこととなる為、外貨のままでの書替継続や外貨のままでの払出し等はできなくなります。</p>
9. 預金保険の適用	預金保険の対象外です。
10. 元本欠損リスクと要因	<p>外貨預金は為替相場の変動により為替差損が生じ、ご解約時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回るリスク（為替変動リスク）があります。また、為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料（1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1豪ドルあたり5円等がかかるため、ご解約時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回ることがあります。</p>
11. 権利行使上の制限・中途解約の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。やむをえず満期日前の解約を行う場合は、解約日の当該通貨の外貨普通預金利率を適用します。</li> <li>満期元利金に対して為替予約を付加した外貨定期預金の満期日前の解約はできません。</li> </ul>
12. 想定されるリスク	外国為替市場において外国為替取引が行われない場合など、外貨預金のお預入れや払戻しに應じられないことがあります。
13. その他の説明事項 (1) 適用される規定 (2) 為替差益への課税 (3) 取扱時間帯について	<ul style="list-style-type: none"> <li>この預金商品には「外貨預金および非居住者円預金規定」が適用されます。</li> <li>お申込については、銀行の承諾により成立します。</li> <li>個人：総合課税（雑所得として、確定申告が必要です。） ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、給与および退職所得以外の所得が為替差益を含めて年間20万円以下の場合は申告は不要です。 なお、為替差損については雑所得から控除することができます。</li> <li>法人：総合課税（非課税法人の場合は非課税）</li> </ul> <p>詳しくは、お客さまご自身で公認会計士・税理士等にご相談くださいますようお願いいたします。</p> <p>窓口の取扱時間帯は、米ドル・ユーロ・豪ドル・NZドルは平日午前10時頃、それ以外の通貨は平日午前11時30分頃（当日の取引相場確定後）から午後3時までです。</p>

当社が契約している指定紛争解決機関

一般社団法人全国銀行協会  
連絡先 全国銀行協会相談室  
電話番号 0570-017109（ナビダイヤル）  
または 03-5252-3772

〔外貨定期預金〕